

表彰

◆令和5年度千葉県国民健康保険等功労者表彰受賞

市国民健康保険運営協議会委員としての長年の功労により、次の方々を受賞されました。

- ▶知事表彰
板倉 讓二氏 (医師・北横川)
- ▶理事長表彰
佐野 智子氏 (城西国際大学教授)

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為により治療を受ける際の費用は、加害者が負担するのが原則ですが、必要な届け出をすれば健康保険で治療を受けることができます。

その際には必ず市民課に連絡し、「第三者の行為による傷病届」等を提出してください。



市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0334

市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0334

千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課
☎043(216)5013

確定申告での医療費通知の使用

医療費控除を受ける際に提出する明細書は、医療費通知を添付することで記入が省略できます。

国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者の、医療費通知発送日程は別表のとおりです。

他の健康保険に加入している方は、各健康保険組合に問い合わせください。

確定申告時期に合わない発送分は、領収書等でご確認の上、明細書へ記入してください。

※確定申告では医療費通知原本の添付が原則必要です。紛失等した場合はご相談ください。

●別表

◆医療費通知発送日程

〈国民健康保険〉

診療月	発送時期
1月～10月診療	1月発送済
11月～12月診療	3月中旬発送予定

〈後期高齢者医療保険〉

診療月	発送時期
1月～5月診療	令和5年10月発送済
6月～10月診療	2月上旬発送予定
11月～12月診療	6月上旬発送予定

第三者行為による届け出

3月から戸籍制度が利用しやすくなります

3月1日(金)から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、次のことができるようになります。

- ①戸籍証明書等の広域交付
- ②戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

①戸籍証明書等の広域交付

従来は本籍地でしか取得できなかった戸籍・除籍証明書が、本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できるようになります。

これにより、いくつかの市区町村に本籍地がまたがる場合であっても、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口でまとめて請求することができます。

〈広域交付で戸籍証明書等を請求できる方〉

本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)
※郵送や代理人による請求はできません。

※窓口に来た方の本人確認のため、顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。

②戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

従来は、本籍地以外の市区町村に戸籍の届出を提出する場合は、戸籍証明書等の添付が必要でしたが、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付は原則として不要になります。

市民課戸籍班 ☎0475(70)0341



お薬手帳を持ちましょう

「お薬手帳」とは、過去に病院等で処方された薬の記録をまとめるための手帳です。薬の重複服用を防ぎ、副作用やアレルギー歴等の情報を知らせることで、適切な治療につなげることができます。

また、正確な情報を提供するために、お薬手帳は一冊にまとめるようにしましょう。

詳細は、かかりつけの調剤薬局にご確認ください。

◆ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て、別の会社と同じ主成分、効能で作った薬です。薬の研究開発費が掛からないことから、新薬と比較すると割安の価格となります。

※ジェネリック医薬品を利用するには、処方せんが必要です。お薬手帳を活用し、医療機関等の医師や調剤薬局の薬剤師にご相談ください。



市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0334

令和5年度こころの健康づくり講演会

今年度は、講演だけでなく、リラクゼーション運動も一緒に実施します。事前申込制(定員あり)となりますので、お早めに申し込みください。

- ▶日時=3月2日(土)10時～11時30分
- ▶会場=保健文化センター3階ホール
- ▶内容=「今日からできる⑧メンタルコントロール術」
- ▶講師=順天堂大学スポーツ健康科学部 川田 裕次郎氏
- ▶来場特典

- ①骨密度測定
- ②こころの健康相談
- ③歯科相談
- ④栄養相談



- ⑤食生活改善会による「野菜摂取を増やそう」特設ブース
- ⑥健康づくりに役立つグッズのプレゼント

①～②は事前申込制・先着順(定員あり)
▶入場無料
託児・手話通訳をご希望の方は申込時にお知らせください。
▶申込方法=健康増進課窓口・電話または電子申請から申し込み
詳細は市ホームページをご覧ください。

市民課健康増進課 成人保健・予防班
☎0475(72)8321



▲電子申請(申し込みフォーム)

ねんきんナビ 確定申告にお使いください

◆源泉徴収票

令和5年分として支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせするものです。

- ▶対象=令和5年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受給した方

※遺族・障害年金、年金生活者支援給付金は非課税のため送付されません。

- ▶発送時期
・紙=1月下旬に発送済み
・電子データ=1月上旬に送付済み

※電子データは、マイナポータル「お知らせ」へ送付されます。電子データの送付対象は次に該当する方です(希望登録を行った時期によっては、紙も送付される場合があります)。

・令和6年1月3日までにねんきんネットにて電子送付の希望登録を行った方
・マイナポータル・ねんきんネットの連携手続きを行っている方(「電子送付を希望しない」を登録している方は除く)

◆社会保険料控除証明書

その年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料の納付額を証明するものです。国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。発送時期および対象等は別表をご覧ください。

●別表

No.	発送時期	対象	送付方法
1	令和5年10月下旬～11月上旬	令和5年1月1日～10月2日までの間に保険料を納付した方	郵送
2	令和5年10月中旬～下旬	1のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付
3	2月上旬	令和5年10月3日～12月31日までの間に保険料を納付した方(1の対象者は除く)	郵送
4	1月下旬	3のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付

※今年度は、電子送付希望の登録を行った方に加え「マイナポータル・ねんきんネットの連携手続き」を行ったすべての方にも電子送付を行います。ただし、ねんきんネットにて「電子送付を希望しない」を登録している方には電子送付は行いません。

※電子データの受け取り方法等については、年金機構のホームページでご確認ください。

市民課年金事務所 ☎043(242)6320
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004